

同一等級内の滑空機であって飛行経験のない発航の方法により操縦する場合の教育訓練のガイドラインについて

操縦士実地試験実施細則（滑空機）（国空乗第85号 平成18年6月23日付）により、自力発航の用に供することのできない曳航装置付き動力滑空機（以下「サステナー型曳航装置付き動力滑空機」という。）を使用した実地試験の受験を認めることとした。

自力発航の用に供することのできる曳航装置付き動力滑空機（以下「セルフローンチ型曳航装置付き動力滑空機」という。）を使用した自力発航による離陸の操縦経験がない場合、当該操縦実務に就くにあたっては適切に教育訓練を行う必要がある。

また、飛行経験のない曳航の方法により操縦する場合にも、適切に教育訓練を行う必要がある。

このため、当局としては、同一等級内の滑空機であって飛行経験のない発航の方法により操縦する場合の飛行訓練のガイドラインを下記のとおり設定したので、教育訓練を実施する場合の参考とされたい。

記

1. 教育訓練は当該型式及び発航の方法について操縦経験を有する教官により行うものとし、実技教育は同乗教育により行うものとする。
2. セルフローンチ型曳航装置付き動力滑空機に係る教育訓練の場合
 - (1) 学科教育は次の科目を含む5時間以上を標準として実施するものとする。
 - ・機体構造及び装備
 - ・飛行規程及び性能
 - ・諸系統及び取扱い
 - ・通常操作及び緊急操作の手順
 - (2) 実技教育は次の科目を含む10回以上の自力発航による離陸を標準として実施するものとする。
 - ・自力発航による離陸
 - ・自力発航による離陸上昇中の異常時及び緊急時の操作
 - ・離陸上昇形態による失速と回復操作
 - ・技量査定
3. 飛行経験のない曳航の方法に係る教育訓練の場合
 - (1) 学科教育は当該曳航に係る次の科目を含む2時間以上を標準として実施するものとする。
 - ・曳航による離陸についての通常操作及び緊急操作の手順
 - ・曳航による飛行についての通常操作及び緊急操作の手順
 - (2) 実技教育は当該曳航に係る次の科目を含む10回以上の当該曳航による滑空を標準として実施するものとする。
 - ・発航準備、曳航による離陸、曳航による飛行
 - ・曳航中の異常時及び緊急時の操作
 - ・技量査定
4. 実技教育の実施については、航空機乗組員飛行日誌に記録（教官の署名を含む。）するものとする。